

親子心中と日本人の子供観

滝内大三

はじめに

親子心中は、自殺の一形態である重複自殺 double suicide の一種であるが、その内容はほとんど親が幼い子供を殺して自殺する、いわゆる無理心中である。この悲惨な心中形態は日本に特に多発するといわれ、^(注1) その意味からも考えねばならぬ点が多い。

中でも問題なのは、ここでは「子殺し」が心中の名においておこなわれ、しかもそれが社会通念として通用しているという点である。すなわちここには、少なくとも幼いわが子を殺すことが殺人として意識されていない。それに対して、そこには親子は運命を共にすべく一体であるという親子一体感、あるいは子の命は親の意志のままであるという子供私有観がその底に流れており、それはとりもなおさず日本の古い家族制度と儒教倫理によって培われた子供観の残存であり、それらの観念を払拭して個人の権利を尊重し保護する近代的民主的な家族形態を徹底させれば、そしていわゆる福祉政策によって貧困の問題を解決すれば、自ずから親子心中もなくなり子供の人権も保障されるであろうと主張する人は少なくない。

たとえば磯村英一氏は「日本の社会における親子心中は観念的に子供を私有財産視する封建的な特殊性格に原因する」と述べ、^(注2) 田中寿美子氏も、親子心中を防止するためには救貧対策がまず必要であるとしながら、それだけでは根本的解決にならないとして、「日本人の生き方や考え方そのもの」が問題であり、「それは、生命の尊厳についての、徹底した認識を欠いていることである。……自殺する親が簡単に子を道づれにしてゆく習慣は、そのいちばんいちじるしい表われである。……我が子の生命を断って、ほめたたえられてきた『寺子屋』の物語りなどにみる、封建道徳を徹底的に破壊せねば、生命の尊厳を重んじる、新しい道徳は生れてこないだろう」と述べている。^(注3)

さらに、民主的な諸制度が法律的に保障されていることを前提とする裁判所においては、親子心中に失敗して子供だけ死なせた事件に対して、次のような判決も下されている。

「被告人〇〇は他の親子心中の例に洩れず……娘〇子（行年八年）に親のない淋しいみじめな生活を送らせるに忍びないから〇子を死の道連れにする考になったと告白している。…

(注1) Kenshiro Ohara, Characteristics of Suicide in Japan, Especially of Parent-Child Double Suicide, The American Journal of Psychiatry. Vol. 120, No. 4. 1963

(注2) 磯村英一「社会病理学」85頁、昭和29年

(注3) 田中寿美子、親子心中、「講座現代倫理2」202頁、昭和33年

…本件においては親の生活難が直接の原因ではないが親子心中一家心中は殆ど直接間接、親の生活難に起因している場合が少くない。しかし親が自殺を遂げても、残った子は民法上の扶養義務者に扶養能力がなければ、社会保障制度により生活扶助を受け、或は保護施設に収容せられ、それは十分な保障ではないとしても親の死後子が路頭に迷うおそれは現実には概ね解消していると観てよいであろう。それ故子は親の死後に生きながらえるよりも親と共に死ぬことが幸福であるという親の考えは全く親の感傷的な独断偏見であると謂うことが出来る。……本件において被告人〇〇が後顧の憂を除くために恰も養鶏を処分するかのようになが子の生命を断った行為は道徳上法律上非難されなければならない背徳違法の甚だしい振舞であって全く母性愛に対する反逆である。しかし被告人兩名共性質は至って温和であって優柔不断の譏を免れないが粗暴凶悪ではない。その被告人等が幼児を殺した本件犯行は被告人等の先天的性格の発現ではなく、子の生命を軽視した伝承的思想の徴表であると観なければならない。……すべて国民は個人として尊重され、法の下に平等であることは憲法上の保障するところである。子の生活は親の支配に置かれるが子の生命を軽視することは許されない……裁判所は以上の諸点に鑑み、被告人等に対し懲役三年を量定^(注4)すると。

しかし、今日における異常なまでの親子一体感は、「お家の大事のためには子供が犠牲にされるのもやむをえない」といった封建的な家族制度の中でのそれと、およそ質を異にしているのではなからうか。親が子を慈しむのは、いずれの時代、いずれの社会においても変わらないとすれば、こうした異常さはたんに過去の遺風の残滓というよりは、むしろ今日的な問題状況の中でこそ生み出されているとはいえないであろうか。すなわち、それはパーソンズ T. Parsons のいうかつての複合家族から核家族への変化の中で、かつては大ぜいの家族の人びとの中で子供の占めるべき位置が定められ、また様々な通過儀礼によって確認されていた子供の社会化の重要さが、今日、大人の側から正しく認識されていないという問題を示しているのではなからうか。

ところで、家庭教育、社会教育の面からみても、このようにきわめてゆゆしき問題をかかえているにもかかわらず、以上のことを確認するための親子心中の実態に関する最近の調査は意外に少なく、全国的な統計資料すら、ほとんど存在しないのが現状である。^(注5)

(注4) 判例特報；心中事件に実刑を言渡した一事例、「判例時報」昭和33年1月11日号

これは昭和32年5月、相愛の男女が晴れて結婚できぬのを苦に、女の実子を道連れに、京都の山中で服毒心中を試み、子供だけ死亡し、男女兩名は一命をとりとめたという事件に対し、京都地裁が同年11月8日に下した判決文である。

(注5) 筆者が調べたところでは、警察庁、厚生省の統計課では、過去8年間の親子心中に関する統計は全然なされていないということであった。また全国社会福祉協議会養護施設協議会で発行され、「厚生白書47年版」にも引用された「子殺し事件一覧、昭和45年1月～46年4月」も、問い合わせた結果、新聞記事をもとにしたものであった。ちなみに上記一覧では、親子心中は72件と報告されている。

親子心中と日本人の子供観

そこで筆者は、最近3年間の新聞記事を分析することにより、近年の親子心中の大よその傾向をつかみ、そのことを踏まえながら、上記の子供観の検討を試みることにした。

調 査

調査対象は、昭和43年10月1日から昭和46年9月30日までの日刊全国紙（朝日新聞及び毎日新聞）の朝夕刊、東京本社発行のものとした。新聞記事を対象としたので、必ずしも事件のすべてが正確に伝えられているとはいえず（たとえば親子心中の原因等）、その点不安が残ることは否めない。それ故、適宜、過去の警察庁の統計資料や精神医学者、福祉関係者のケース・スタディを参考にしつつ、できるだけ客観性を損わない範囲に、調査を限定することにした。

まず親子心中の形態であるが、須賀井正謙氏らの^(注6)分類に従って、これを母子心中、父子心中、一家（父母子）心中、成人親子心中の4種類に分ければ、その件数は表1のごとくである。これによってみると、親子心中は全体として減少するよりも増加の傾向をみせている。昭和33年から39年まで取られていた警察庁の^(注7)統計においても、親子心中の件数はほぼ横ばいの状態であり、敗戦による民法改正により、家父長的家族制度が法的に廃止されてから20年以上経過した今日でも、親子心中は減少していないようにみえる。また、戦前における小峰茂之氏の^(注8)統計資料にもあらわれているごとく、親子心中にはやはり母子心中が多いようである。

(注6) 須賀井正謙，越永重四郎，松村晁，監察医務より見たる情死と親子心中，「科学と捜査」10巻3号，昭和32年

(注7) 警察庁，年報，自殺者調，昭和33年～39年

	33年	34	35	36	37	38	39
父と子	49	35	17	24	21	24	27
母と子	212	198	181	173	179	174	182
父母と子	42	33	28	14	14	8	16
計	303	266	226	201	214	205	245

なお、筆者が直接聞いたところでは、昭和40年以降の統計は、「事務上の都合」で打切ったとのことであった。

(注8) 小峰茂之，親子心中ノ成因ニ就イテノ考察，「精神神経学雑誌」42巻3号，昭和13年

		既 遂	未 遂
父	子	253	127
母	子	870	306
父	母 子	86	28

昭和2年より昭和9年まで

表1 親子心中の形態と件数

形 体	期 間			計
	43年10月～ 44年9月	44年10月～ 45年9月	45年10月～ 46年9月	
父 と 子	5	3	7	15
母 と 子	26	47	61	134
父 母 と 子	17	13	15	45
成 人 親 子	7	5	4	16
計	55	68	87	210

次に、心中した親と子の年齢をみると、下表のとおりであり、男親は30代、女親は30才前後が多い。単独自殺が青年と老年層に多いのに対し、単独では死ねない壮年者の問題が、ここにあらわれているといえる。すなわち、ここでは良きにつけ悪きにつけ、子供の存在が大きな極端となっているのである。

子供は10才以下、とりわけ学令前の幼な児が最も多い。また子供の性による差はほとんど認められない。これは江戸時代、農民の間で多くおこなわれた「間引き」における子供の性の差別が、^(注9)ここではおこなわれていないことを示している。いわゆる家父長的家族制度の中で存在したといわれる女性の地位の不安定さが、ここでは少なくとも子供に対しては適用されていないとみてよいであろう。

また、6才以上は国家が子供の教育に関与する時期であり、このように幾分かでも社会の子供すなわち次の社会を担う者としての地位が定まれば、親によって殺される子供の数が減少しているのは注意してよいであろう。なお、道連れにされる子供に幼児と嬰兒が多いことは、^(注10)戦前及び戦後の調査においても、一様に認められているところである。

表2 親 の 年 令

性	年令																								計
	22才以下	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45才以上	
男	1	0	0	1	0	0	1	3	4	4	6	1	6	7	7	7	4	0	2	2	7	0	1	10	74
女	6	3	3	6	10	14	15	11	14	15	23	9	8	5	6	6	8	4	2	0	2	4	1	16	191
計	7	3	3	7	10	14	16	14	18	19	29	10	14	12	13	13	12	4	4	2	9	4	2	26	265

(注9) 高橋梵仙「日本人 史之研究第二」昭和30年

たとえば「水戸藩の性別人口は長年に互って、概して女子が少く、常に男子の総数が一、二万の超過となって居った」(193頁)といわれる。

(注10) 小峰芝之、前掲論文及び磯村英一、一家心中、「現代道徳講座5」昭和29年参照

親子心中と日本人の子供観

表3 子の年齢

性	年齢																				計		
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19		20才以上	
男	18	20	18	22	21	17	12	17	9	8	6	2	7	1	0	0	0	0	0	0	0	12	131
女	27	15	16	15	12	9	19	12	11	10	4	3	5	4	0	1	1	3	0	2	5	124	
計	45	35	34	37	33	26	31	29	20	18	10	5	12	5	0	1	1	3	0	2	17	255	

次に、心中の方法では「ガス」によるものが最も多い。その際、親が死ぬ前に、眠っている子供の首を締めて死亡を確認していると思われる場合が多く、「子殺し」のおもむきは濃い。また、昭和28年から29年にかけての磯村英一氏の^(注11)調査では、「服毒」が全体の $\frac{1}{3}$ を占めており、近年にいたって、方法の都市化とガス心中を可能にさせる家の構造の変化——密室化——をみることができる。

表4 心中の方法

方法件数	ガス	縊(絞)死	投身	飛車込	刃物	放火	服毒	飛降り	風呂	車の排気ガス	猟銃	木づち	ダイナト	不明
	54	30	27	25	22	21	16	5	3	3	1	1	1	1

また、親子心中の個々の原因は、複雑で容易に断定できない。しかし、参考までに、記事としてあげられているものを示すと表5のごとくである。そこでは、夫婦間の不和と病苦が目立っている。

戦前1位であった生活苦が家庭不和と順位を入れかえるのが、戦後の一傾向とみなされているが、^(注12)これで見ると、その傾向はしだいに顕著になっているようである。そしてこの家庭不和ないしは配偶者の欠損は、単に母子心中だけにとどまらず、父子心中の原因にもなっている。すなわち父子心中15件のうち、「妻の死亡」「妻の家出」「妻との不和」を理由とするものが8件を数えており、家庭における夫婦の権利が平等化する中で、家庭不和や配偶者の欠損は、子供の養育上の問題とからまることによって、夫婦いずれにとっても生きがたい状況を、今日、生みだしているようである。

表5 親子心中の原因

原因	家庭不和		病苦		精神異常	生活苦	厭世	育兒ノイロゼ	交通事故に	その他	不明
	夫婦	しゅうとあ	本人	子供							
件数	57	15	28	26	30	21	5	4	4	8	12

(注11) 磯村英一，前掲論文

(注12) 同上

最後に、心中者の家庭の職業は多種にわたっているが、都会的な職業とみられる会社員がもっとも多い。封建的な家族制度や社会秩序をなお残していると思われる農山漁村における第一次産業の従事者よりも、いわゆる都市のサラリーマンの家庭に多いのは、彼らの社会的連体意識のなさと共に、考えるべき問題があるようである。また、かつて多いといわれた失職者はそれほど多くない。^(注13)

表6 心中家庭の職業

勤 人			自 営 業 者					労 務 者				無 職	不 明
会社員	公務員	店 員	商 業	工 業	農 業	飲食店	その他	工 員	職 人	運転手	その他		
64	13	5	16	18	14	8	4	19	15	12	3	13	5
82			61					49				13	4

さて、以上の調査を要約すれば、次のごとくならう。

1. 親子心中は、昭和43年10月から昭和46年9月までの間に、増加の傾向を見せることはあっても、減少してはいない。
2. 母子心中が多い。
3. 働き盛り、すなわち社会的に重要な働きをすべき時期の親と、社会的人格をもたされていない幼児の組合せが多い。
4. 心中の方法から推して、他殺プラス自殺の形態が多い。
5. 殺される子供の性による差別は存在しない。
6. 夫婦間のトラブルと病気を一応の原因とするものが多い。
7. 職業から推して、封建制がより強く残っている農村においてよりも、都市において親子心中の発生数は多い。

以上の結果の外に、親が子供を道連れにする理由として、自分が死んだあと、子供をひとりで生活させるのはかわいそうである、という育児上の不安をあげているものが多数あることが、多くのケース・スタディ^(注14)によって知ることができる。

さて以上のような調査をもとに、以下、日本人の子供観——それは特殊な思想家によるそれではなく、平均的な日本人の子育ての哀歎の中で育かれたもの——について若干の考察を試みたい。

考 察

1

まず、近年になっても親子心中は減少していないということから考察を始めよう。

(注13) 姫岡勤，戦後における無理心中の実態，「ソシオロジ」11巻1，2号，昭和39年

(注14) 例えば，大原健士郎，藍沢鎮雄，親子心中の症例検討「精神医学」6巻12号，昭和39年

これは、今回の調査だけでは、かならずしも断定できない。しかし、この3年間の新聞への掲載記事が減らないところをみれば、親子心中が近年急激な減少をみているとは考えられない。むしろその反対というべきであろう。

ところで、もし子殺しを伴う親子心中が封建的な家族制度とそれを支えた儒教倫理に基因するとすると、敗戦後の民法改正による家の近代化は、親子心中を阻止する力として働いたと考えねばならない。しかるに、改正後20年以上を経過した今日でも、親子心中は減少していない。とすると、それは法改正が十分に国民生活に浸透しなかったゆえか、あるいは、むしろそうした法的なものの基底にあって変化することのない、親と子の在り方についての日本文化の独自性を、現代において生かしきれないなんらかの問題が、今日、顕わになっているゆえではないであろうか。

この2つの考え方は、親子心中における母子心中の多さについての解釈を巡っても対立するであろう。すなわち、前者の立場に立てば、たとえ家族制度が表面上変革されたとはいえ、根本的には妻の夫に対する経済的隷属を通じての夫婦の不平等は解決されておらず、ひとたび夫と不和になれば生きがたいという現実の中で、妻にとって、やはり頼るべきものは子供しかない。そこで自分の子供の教育にばかり熱中し、他人の子供や社会との調和を忘れ、ついには自分の子供まで駄目にしてしまう、いわゆる「教育ママ」になったり、せっぱづまれば母子心中まで企ててしまう。それというのも、「拘束された女性は子供を拘束する」こと(注15)によって自己の地位を保とうとするからである。そこでは、子供の人格の尊重と生命の尊厳を問題にすることは困難なほど、母子の一体感がすすめられ、子供の人格は母の人格の中に吸収されてしまっているというのである。

しかし、妻が夫に経済的に依存しているのは、日本だけではない。多くのキリスト教国では、夫との離婚も容易ではなく、いわゆる財布のヒモを夫が握っていることもまれではない。にもかかわらず、彼女らはほとんど子供を道連れに心中することはない。これはなぜであろうか。

現在、日本においても、先に引用した裁判所の判決文にも示されているように、少なくとも憲法の条文においては、人はすべて人格をもったものとして、法の下における平等とその基本的人権が保証されている。だが、そうした平等観に基づく人権思想は、形式的、平面的に理解されることはあっても、それがヨーロッパ的な意味において実質的に国民の生活の基盤として定着しているとは、かならずしもいえないのが現状である。これは、法の下での平等が歴史的には神の前での平等を前提として初めて成立するというキリスト教的伝統を、日本人がもっていないところから来るものといえるかも知れない。

たとえば、周知のごとく中世ヨーロッパでは、すでにその村落共同体において、夫と妻は神を媒介とすることによって初めて深く人格的に結合して共産的生活共同体を形成するもの

(注15) 磯村英一、「心中考」, 101頁, 昭和34年

とされていた。その故に、神の取り決められた結婚を人間が破棄することも許されなかったのである。この神を媒介とする人格の概念は、封建社会を崩壊させた近代になって初めて生み出されたものではなく、このように中世においてすでに存在していた。故に封建遺制を取り除けば、日本にも実質的に西洋流の人格を尊重する気風が生まれるというのはあたらないであろう。

またしばしば論ぜられる生命の尊厳についていえば、ヨーロッパにおいて人の生命の尊厳とは、まさに神の被造物としての尊厳であって、それゆえ自殺、墮胎等、人命殺傷にかかわる一切の行為も神への冒瀆であるとして否定されるのである。

それならば、キリスト教的伝統をもたない日本人には、人格の尊重も、生命の尊厳も無縁の存在なのであろうか。決してそういうことはありえない。ただ、キリスト教とは異質の文化的伝統の中で生きてきた日本人の行動を理解するためには、われわれは日本の文化的基底を、それもたえざる外来文化の波に洗われてきた上層階級の文化ではなく、また上から下へと教化されてきたものでもなく、民衆自らが、生活との格闘の中で作りあげてきた庶民文化そのものを検討する必要があるであろう。その中にこそ、今日の社会における病理的現象たる親子心中の心理を解く鍵が隠されているのではあるまいか。さもなくば、悩みつつも愛すればこそ、子を道連れに死のうとする者に「恰も養鶏を処分するかのようにわが子の生命を断つ」という、一方的な断罪の言葉を浴びせかけるに終るほかないであろう。

2

ヨーロッパにおいて、生命の尊厳は人々がキリスト教の神 God の被造物としての自覚をもつことによって確立された。それに対して、日本における生命尊重の思想は、キリスト教のように、超越的な存在によってアプリアリに与えられると認識されることはなかった。

坪井洋文氏も述べているように、^(注16)日本人は古来、歴史を終末するものとしてではなく、永続するものとして、また生と死を互いに補完しあい連続する世界として捉え、生から死へ死から生へと、生きかわり死にかわりして顕界（この世、人間の世界）と幽界（あの世、神の世界）をめぐるものと考えていたようである。すなわち、生は死によって生み出され、死は生によって肯定されるのであり、それはあたかも自然が春夏秋冬を繰り返すごとく、一定のリズムをもっておこなわれるものとされた。つまり、植物が春に芽を出し、夏に花をつけ、秋に実をならせ自らは死に果てながら、冬ごもりした種子によって再びその生命が翌春に復活されるように、冬における自らの否定はやがて新しい自己の復活につながるという確信を、日本人に与えていた。

そしてまた、^(注17)ちょうど三寒四温の言葉によって示されているように、冬から春にかけて、

(注16) 坪井洋文、日本人の生死観、「民族学からみた日本」昭和45年

(注17) 「折口信夫全集第二十巻」、神道宗教篇「剣と玉と」の項参照、昭和42年

ゆきつ戻りつしつつ、しだいに冬は春に引き寄せられていくように、幽界(死)から顕界(生)へと押し出された一個の生命は、幽界と顕界の間をゆきつ戻りつしつつ、しだいに顕界に定着してゆく。日本人はこの過程を、一つの生命が母体に宿った時から誕生を経て「一人前」の人間になってゆく姿において捉え、様々な通過儀礼をその間に設けることによって、生存の確認をしていった。それは生を、あらかじめ固定してオーソライズするやり方とは全く異なるものである。

こうした中で、人は人となってゆき、いうならば人格が完成されてゆく。その一応の完成のめどは「一人前」ということであり、ここにおいて、初めて人は自立して生きていく能力ありと認められる。ゆえに「一人前」でない人間は、逆に人格を完全に認められることはない。したがって、生存の権利も十分に承認されることはないのである。

今日、子供の人格と生存を容認し保護する主体は、国家や社会ではなく、実の親だけであるかのごとく親たちに認識され、したがって現に親とりわけ母親の不十分な判断によって、親子心中という形で子供が殺されることすらあるが、かつては、子供の人格と生存を容認する主体は、氏神を中心とする地域共同体の全成員であるという自覚が、人々すべての間にあった。またそうしたものがなければ生きがたい状況であったし、今もまた、本質的には孤立を恐れる日本人にとって、そうなのではなかろうか。

そのことは、宮参りによって氏神に生存の承認をもらって顕界への第一歩を踏み出した子供を、幽界へと逆もどりしないように親達が様々な配慮をしながら生長させてゆく過程によくあらわれている。その時、社会の人々からの十分な承認が得られなくなれば、その子供の生存はあやうくなるのである。その意味で、「一人前」という形で社会にコミットしてゆくまでの過程は重要である。教育とは、まさにこの人間を人間にしてゆく過程をいうのであるが、日本人にとって、それはすなわち生存権の結実の過程でもあったのである。

ではいったい、日本人にとって、様々な通過儀礼を通して神のものから人間のものになってゆく子供の生長の過程とは、いかなるものであろうか。それは、母体によって懐胎された時点から始まると考えられる。

3

懐妊は普通、ヒガトマルとかヒガノビル(愛知県知多郡、総合日本民俗語彙、第3巻——以下「綜3」と略す)とかいう言葉に表わされる月経閉止によって知られるのであるが、それは神の世界からの知らせとして受けとられ、懐妊をあらわすカカエル(宮城県栗原郡、綜1)という言葉は、幽界から送り込まれてくる新しい生命を、顕界にある母体が受けとめ抱え込むという動作を表現するものと考えられる。

今日、我々は生理学的知識をもつことによって、子供は我々自身がつくり出すものという観念をもっているが、またそのことによって、子供をもつことに対する一切の道徳的責任を

生みの親がもたなくてはならなくなっているが、もし懐妊を上記のごとく解するならば、子供は人間が望んで得るものというよりも、むしろ神の世界から人間界へと授けられてくるもので、人は「授かりもの」としての僥倖を感じることができると同時に、どうしても授けを受けられぬ事情がある場合は、これをまた神の世界へと「お歸し申す」ことも可能なのである。^(注18)したがって、この時点においては、まだ子供の生存権はまったく考慮の外にあるといえる。

しかし懐妊が確定すれば、やがてそれに対する人間界の側からの、なんらかの意志表示がなければならぬ。それは通例、妊娠数カ月目——主に五カ月目——すなわち胎児が母体において安定する時期にオビイワイ（長野県上伊那郡、綜1）あるいはウブイワイ（岐阜県海津郡、綜1）という形でおこなわれる。これは、今日でも広くおこなわれている、いわゆる岩田帯といわれる帯を妊婦が腹に締める儀式であるが、その時妊婦をもつ家では、客を招いて共食をする。すなわちその場に居あわせた人々が、同じものを飲みかつ食べることによって、胎内の子供との隔てなきつながりをもち、連帯して顕界での子供の生活を保障することを認めあうのである。これによって、まずその子は人間界における一応の生存権を承認される。間引きが盛んにおこなわれた時代においても、この祝いをすませた子は育てなければならないものとされたとい^(注18)う。逆に、この祝いをしてもらえない子は、生まれて後の生存が非常に不安である。ここに子供は、まわりの人々全体によって育てられなければ生きられぬ、無力で弱い存在であることが、幽界から顕界へと移行する存在としての子供観として捉えられている。

そのことがさらに明瞭になるのは出産の時である。ヤライギョウ（静岡県浜松付近、綜4）とかデブルマイ（静岡県志太郡、綜3）という祝宴が、出月の祝いとして、臨月の戌の日におこなわれるのであるが、柳田国男によれば、ヤライギョウとは、胎内にいる子供に向かって「若い聳嫁雙方の親は勿論、親類も近所隣の人も一同に、夙くから汝の生れて来るを待ち、生れたら仲間として共共に生きて行かうといふ用意があること」を示す饗応の祝宴である。このヤライ（ヤラウ）とい^(注19)う言葉は、本来なものかを、後に立って追い立てるとい^(注20)う古語であるが、この場合は胎内から胎外へと、すなわち幽界から人間社会へと、はっきりとその姿を表わすべく、外界からの「精神的声援」であるとい^(注21)う。

生まれでた児は、「児やらい」といって、もはや幽界へと逆もどりしないように、種々の通過儀礼による関門と愛情こめた監視の中で、慎重に一人前の人間になるべく、人間界へと追い育てられてゆく。これは子供の先頭に立って、ついてこれるものだけを引っばってゆく

(注18) 直江広治、「日本人の生活の秩序」、柳田国男篇（日本人）昭和29年 参照

(注19) 柳田国男、「定本柳田国男集」第15巻208頁 昭和38年

(注20) 同 上

(注21) 大藤ゆき「児やらい」昭和19年参照

競争的な能力主義教育とは異なり、一人の落ちこぼれもないように後から見守りつつ先へ進ませる群教育の表現である。そしてまたそれは、親の手もとから子供社会へとヤラウ、すなわち社会化を表現する言葉でもあった。ちなみに2才になる熊の仔をヤライゴ（新潟・福島両県の山岳地方、綜4）というが、これは母熊が次の蕃殖のために、昨年生れた仔を追い払うところからそうよばれるという。

いずれにしても、出産に際して人々を招いて饗応することは、出産を公けの事実として人々に承知してもらうことを意味し、より積極的には集まった人々による、この世への手をひろげてのあたたかい「待受け」の表現でもあるのである。

そして子が生まれでるに際して、人は産婆の手をかりるのであるが、この産婆のことをコズエババ（九州一帯、綜2）といい、「子据え」とはたんに子を坐らせるのではなく、子を人間の数に加えることを意味し、幽界から人間界へ子供を引き出す役をする産婆は、当然、子を人間の数に加える、すなわち子を子として在らしめる役割をもつのである。故に産婆は取上げられる子供にとって重要な人物であり、この人が死ぬと、取上げてもらった人は、葬式(注22)の棺のそばにつかねばならぬという地方もあったということである。すなわち取上親として、義理の親子関係を結ぶほどであったのである。

こうした幽界から顕界への誘導者、あるいは幽界への逆行を防ぐ強力な保護者の存在は、ともすれば幽界へ引き戻されがちな子供にとって、親と頼むべき重要性をもっていた。逆にいうと、子供の保護と養育にあたる人々は、すべてオヤなのであり、生みの親もまた、数々のオヤの一人にすぎない。捨てられたコには拾うオヤがあり、弱いコにも長命の養いオヤがつく。合わせ乳をしてもらえば乳オヤであり、守りをしてもらった娘はモリアネであり、その両親はモリトウ(注23)でありモリカアである。これらのオヤ達を、今日的視点から「生みの」オヤと区別して、「仮」親と称しているが、この区別こそ共同体の結合を弛緩させ、生みの親による子供の私有視への端緒を開くものといえよう。

親子関係を、実の親子関係と擬制的親子関係へと分裂させ、一方が「人情」、他方が「義理」の世界と断じられたり、逆に「義理」の世界を麗しき「人情」によって、あたかも実の親子兄弟のごとくにするという感覚は、世界を分裂の層において観、あるいは分裂を容認しつつあたかもそれが存在しないかのごとくふるまうゆえに、もはやそれは子供を社会全体において位置づけるよりも、親の私物であることを前提するものといえる。逆にいえば、子供が個々の親によって作りだされるものではなく、霊界から人間界すなわち共同社会全体へと送り込まれてくるという信仰が生きているところでは、捨子すら、いわゆる不用なものを捨て去るという意味においてではなく、より強力な保護を加えてくれる人の手に子供をゆだ

(注22) 柳田国男、前掲書 218頁

(注23) 同上「親方子方」の項及び山口麻太郎、「オヤの夜会性に就きて」（柳田国国男先生古稀記念文集第二輯）参照

ねんとする愛情の表現として受けとることができるのである。^(注24)

こうした世界では、幽界からやってきた子供は、顕界に出るワンステップとして顕界にいる一人の女性の腹に宿を取る。それはその女性に所有されて、そこに留まらんがためではなく、あくまでも人間社会への通過の一過程として、比喩的に言えば、人生の旅人としての一関門を通過すべく、一時の庇護を頼むのである。胎児とのこの縁をもった者で、これを無事に通してやりたいと思わないものはないであろう。なぜなら彼ら自身、同じ道を辿ってきたからである。この連帯意識を基盤にして、本来の親子関係は成り立っていた。

ゆえに、真の親ならば、子供をいつまでも子供の位置に留めておこう——すなわち私有視しよう——とはしないだろう。なぜなら子供は幽界からの来訪者であり、やがてはまた幽界に帰ってゆく旅人だからである。むしろ、この旅のつつがなきを祈り、ゆく先々で難儀に遭遇せぬよう世に処する法を教え、一日も早く一人立ちできるように配慮するであろう。それがシツケの本来の意味でもあり、また「児やらい」をするゆえんでもある。

4

さて、このようにして、子供は社会の中へ生み出されて来る。この時、社会は子供をどのような形で遇するであろうか。社会における個人の位置を示す一つのメルクマールとしての着物の着方の変遷の中にそれを見よう。

赤ん坊が生まれた時に着せる着物をオクルミという。これは全く袖口のない、着物というよりは布切れである。これで生まれた二日間を赤ん坊はくるんでおかれるという。^(注25)すなわち、着物ではなく布でくるむのは、まだこれは人間ではないという印である。せっかく生まれた子供を人間でないなどというのは、現代の感覚からすれば、理解しがたいかもしれないが、子供が霊界という異質の世界からの来訪者であってみれば、即座に人間とは認められぬのもやむをえない。また大阪市梅田でも、以前はマキブトンと称して、うすい座ブトンで赤ん坊をくるみ、その上から紐をかけて抱きあげたという。(昭和47年7月筆者現地調査)ゆえに間引かれる子供たちは、こうした伝統にのっとり、まだ子供にならぬうちに、霊界に「戻され」「帰され」てしまうのである。

そして、三日目にやっとテトオシ(兵庫県飾磨郡、綜3)あるいはテヌキ(熊本県玉名郡、綜3)という産衣を着せられる。これが着物を通して、人間としての承認を得る第一歩である。袖口から手を出すことができることをもって、人間となる第一の関門としたのは、手を使うことが人間の生活の要件であるとする働くひとの人間観のあらわれであろう。佐渡の外海府村では、この着物のことをニンジュギモン(綜3)というそうである。ニンジュとは人衆であり、この着物を着ることによって、村の人数に加えられるのである。すなわち民衆に

(注24) 有賀喜左衛門著作集Ⅷ、捨子の話、昭和44年参照

(注25) 柳田国男、前掲書 213頁

とって、人間界とは労働の世界であり、労働によって家族を養い、かつ村全体の役に立つことによって、生存権の社会的承認を得ている世界であるから、子供の生存権もまたそうしたものへの志向性をもつことにおいて、承認されるのである。

七日の祝いには、産衣に衽^{おくび}をつけ、それで一応の着物の形が整う。七日目というのは、お七夜ともいい、産屋の忌もはれて子供に名をつける重要な時である。名前は社会にその存在を知られるために欠くことができない。この時近隣の人が「なんといい名をつけましたか」と訊きにくるといふ。そこで名を披露すれば、それが子供の社会的承認^(注26)の一段階になる。

また、3才あるいは4才になれば、ヒモオトシ（兵庫県加東郡及び岡山地方その他、綜3）といい、それまで付紐であったのを、その紐を取りはずして帯をつける。筆者の調査では、これをヒコビオトシ（京都府相楽郡南山城村、昭和47年）というところもある。いずれにしても、この時がまた大きな区切りであり、3才になったら正式に氏神から承認されて、神事の神役につけられるといふ^(注27)。ゆえにこれをもって子供の祝いの終わりといふところもあるほどである。

5才になればハカマギといって、それまでは着流しでいた男の子が袴をつける。この時女の子にも帯を祝うところがあるといふ^(注28)。この頃からそろそろ大人の仕事の見習いをはじめなければならない。

このハカマギを7才でおこなうところもあるといふが、7才という年令も、幽界から顕界へ、また子供から大人への区切りを示す重要な時期である。すなわち「七つまでは神のうち」といふ言葉が示すように、この時をもって、霊的な世界から完全に離れて、人間界の存在となりきるのである。7才までは神と人間の間存在的存在として、神事や祭礼に重要な役割を果たした子供も、これ以後はもっぱら人間としての行動をとらねばならない。

7つをすぎると、それまでのように葬式を簡単にすませることもできない。男の子の場合、それまで立てていた鯉幟も立てなくなる。なぜなら鯉幟は「男の子がある」ということを人々に承認してもらふ標識であり、またその承認がなければ子供は子供として存立しえなかったのであるが、7つになれば、もはや承認を求めずとも、子供として人間界に独立できるからである。そして生まれた時の他に、もう一度氏神に参り、人間の立場において独立して神の氏子として認められ、子供仲間に加えられるのである。

そうして15才になれば、肩上げを下して名実ともに一人前と認められるのである。

こうした通過儀礼を顧みる時、親子心中において、道連れにされる子供が7才以下の場合が多いという背景に、殺児を殺人と意識しがたい、こうした日本文化の独自性を予想することができるだろう。そして、だからこそ、かつてはわずらわしいまでに次々と人生の折目を

(注26) 同上 396頁

(注27) 大藤ゆき、前掲書 211頁

(注28) 同上 213頁

つけることによって、幼児にも生存の権利があることを確認していった儀礼が今日すでに風化していることを考えれば、かつてよりも今日の方が幼児にとってはより不安な状態にあるとさえ考えることができるだろう。

1度自殺に失敗し、そのとき近所の主婦達から「子どもを残して自殺するなんて、鬼のような母親だ」と噂され、2度目に自殺する時は、8才と6才の男の子を道連れにした事例も報告されているように、子供の生存権は実の親だけが握るべきであるという社会意識が、今日ますます支配的である。それほどではないにしても、親が子供を道連れにしてくれたために、気の毒だとは思いつつも、一方において孤児の世話を引き受けなくてすんだことに安堵の胸をなでおろす親戚知友も少ないとはいえないであろう。またそうした空気をいち早く察知しているために、親たちは他人に迷惑をかけずまた子供にも憂き思いをさせたくない、子を殺してから自殺するのではなかろうか。

まずは一人前の基準（たとえば15才になれば米1俵をかつぐ能力）を具体的に示し、そうした普通の人間ならば誰でもが到達できるような社会的承認の場を生存権の結実のゴールとし、そこにいたるまでにこまかな段階を分けつつ子供自身に不足する分を多くの仮親を立てることによって補おうとするきめのこまかさを、今の社会はどれほど持っているであろうか。

なるほど学校制度は発達しており、義務教育の年限も長い。また各地に児童相談所や、いわゆる施設もできつつある。しかし、現在の学校ができの悪い者は置き去りにするという受験体制から解放されず、また責任をもって一人前に仕立てあげようというカリキュラムを示すことができず、施設がいつまでも社会のお荷物を収容するいわゆる「施設」とどまるならば、そういう非教育的な社会においては、子供を安心して社会に託せず、思いつめて子を殺して自殺する親は絶えないであろう。

柳田国男監修 総合日本民俗語彙 全5巻 昭和31年
同 民俗学辞典 昭和26年

(1972.7.31 受理)